（独立行政法人通則法の一部改正）

第三十二条　独立行政法人通則法の一部を次のように改正する。

第五十四条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針」を「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務（第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事務であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。）、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定」に改め、「同じ。）」の下に「、研修」を加える。

第三十三条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「内閣府又は各省の」を「内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、」に改める。

（構造改革特別区域法等の一部改正）

第三十四条　次に掲げる法律の規定中「内閣府又は各省の」を「内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）」に改める。

一　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四十八条

二　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十九条

三　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第八十七条

四　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百四十条第三項

五　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第三十九条

（国会議員互助年金法を廃止する法律の一部改正）

第三十五条　国会議員互助年金法を廃止する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条中「恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十二条に規定する局長」を「総務大臣」に改める。

（国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正）

第三十六条　国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第七条、第十条の表第二条第二項の項及び第十一条の表第二条第二項の項中「第七十三条」を「第七十条の六」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「この法律」を「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から起算して三年間は、この法律」に改め、「当分の間」を削る。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第三十八条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八十五条中「所管する」の下に「内閣官房、」を、「各省の」の下に「内閣官房令（告示を含む。）」を加える。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十九条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第百三十六条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十六条第一項の改正規定中「第二十四条第一項」に改める。

（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十条　国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条のうち国家公務員共済組合法第九十九条第一項の改正規定及び同法附則第二十条の二第四項の表第九十九条第一項の項の改正規定中「行政執行法人」を「特定独立行政法人」に改める。

附則第十八条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十四条に一項を加える改正規定中「行政執行法人又は労働組合」を「特定独立行政法人又は職員団体」に改める。

附則第十八条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十六条第一項の改正規定中「第二十四条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

附則第十九条のうち法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十四条第四項を同条第五項とし、同項の前に一項を加える改正規定中「行政執行法人又は労働組合」を「特定独立行政法人又は職員団体」に改める。

附則第二十条のうち判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第八条に一項を加える改正規定中「行政執行法人又は労働組合」を「特定独立行政法人又は職員団体」に改める。

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十一条　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の表第六十九条の項の次に次のように加える改正規定中「第七十三条第四号」を「第七十八条第四号」に、「第八十二条第一項又は第二項」を「第八十二条」に改める。

附則第六条の見出し及び同条第一号中「行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」を「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に改める。

（検討）

第四十二条　政府は、平成二十八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用の状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
防衛大臣　小野寺五典

少年法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年四月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十三号

少年法の一部を改正する法律

少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の六第一項第一号中「第二十二条の二第一項各号に」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ　故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪

ロ　イに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪

第二十二条の二第一項中「次に掲げる」を「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる」に改め、各号を削る。